

平成 26 年 度
事 業 報 告 書

自 平成 26 年 5 月 1 日
至 平成 27 年 4 月 30 日

公益財団法人長尾自然環境財団

目 次

I 事業実績	2
1 総合研究・活動事業	2
(1) 事業の背景	2
(2) 事業実施方針.....	2
(3) 平成 26 年度の活動実績	3
2 研究助成事業.....	10
(1) 募集及び選考.....	11
(2) 平成 26 年度の助成実績	11
3 人材養成事業.....	12
(1) 奨学生の募集及び選考.....	12
(2) 平成 26 年度の奨学金支給実績.....	12
(3) 各国の奨学金事業.....	13
(4) 学生等への活動支援	14
4 普及・広報活動	15
5 国際機関との協力・支援及び情報収集.....	15
II 法人の概況	16
1 役員等に関する事項	16
2 職員に関する事項.....	16
III 役員会等に関する事項	17
1 理事会	17
(1) 平成 26 年度 第 1 回通常理事会 平成 26 年 6 月 20 日開催.....	17
(2) 理事長及び常務理事の選定に関する提案書 平成 26 年 7 月 1 日提案	17
(3) 平成 26 年度 第 2 回通常理事会 平成 27 年 4 月 8 日開催.....	17
2 評議員会.....	18
(1) 平成 26 年度 定時評議員会 平成 26 年 6 月 30 日開催	18
3 今後の事業内容検討会.....	18
4 常勤理事の役員会.....	18
5 役職員連絡会.....	19
IV 公益認定等委員会に関する事項	20
1 定期提出書類等の作成等	20
2 変更届出.....	20

I 事業実績

当財団は平成元年の設立以来、開発途上国における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究および保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究、保全事業等への助成ならびに将来の自然環境保全の担い手の養成を支援することを目的として、「総合研究・活動事業」、「研究助成事業」および「人材養成事業」を柱として各事業を実施してきた。平成 26 年度も前年度に続き着実に事業を実施した。

この事業報告書は、公益財団法人長尾自然環境財団が平成 26 年度（平成 26 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日）に行った上記事業の報告である。

1 総合研究・活動事業

(1) 事業の背景

メコン-チャオプラヤ河流域では、河川のもたらす豊かな自然環境と多様な自然の恵みに支えられた人々の暮らしが古くから営まれてきた。一方で、近年の急激な開発や気候変動等により、その自然環境は大きく変化しつつあり、生物多様性の低下が進行している。メコンオオナマズ、アジアアロワナなどすでに絶滅の危機に瀕している生物も少なくない。自然資源に大きく依存している流域住民の伝統的生活も、また、存続が危惧されている。この流域では今後もダム建設等による環境の激変が予想されていることから、この流域の生物相の現状を把握し、その保全や持続可能な利用に向け、早急な対策をとることが求められている。このような状況を踏まえ、当財団はこの地域の自然環境に関する調査研究「メコン-チャオプラヤ河流域における二次的自然環境の保全とワイズユース」を、総合研究・活動事業第一期事業として、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナムの 4 カ国において平成 18 年度より 22 年度までの 5 年間実施した。平成 23 年度からは、第一期事業の成果および残された課題を踏まえ、内容をさらに発展させた同事業第二期「メコン-チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」を 5 カ年計画で実施している。

(2) 事業実施方針

メコン河流域の生物多様性保全については、「メコン河委員会」(Mekong River Commission)等の国際機関が種々の活動を実施してきている。しかしながら、国際機関では、調査研究分野への予算配分は常に僅かであり、国外の専門家が同機関の委託を受け短期間派遣され、英語で書かれた「報告書」が提出されるに過ぎない。ほとんどの場合、現地研究者の実質的な関与は希薄であり、国外の専門家の作業を手伝うことはあっても、知識や技術を十分に吸収して自身の研究活動に活用することができていない。当財団は、この事業を進める上で、このような轍を踏まないよう、現地研究者や政府職員、大学教員、学生等に対する「知識・技術移転と人材養成」を主眼とする方針を選択した。すなわち、当財団が派遣する専門家と現地研究者等との密接かつ地道な共同作業をとおして、これら研究者等の人材養成、技術移転、能力向上を図ることを最優先した。

第二期事業においては、現地研究者等の更なる能力向上を図るとともに、第一期事業の成果の発信、成果を活用した普及啓発活動、地域コミュニティーを介した保全活動モデルの確立、国際機関との連携、国際的なプログラムへの貢献を目指している。

(3) 平成 26 年度の活動実績

平成 26 年度は、総合研究・活動事業「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」第二期事業（4 カ年目）を実施した。5 カ年計画において設定している、①情報整備、②人材養成に資する活動、③普及啓発に係る活動の各目標に対応させ、平成 26 年度の活動実績を以下に述べる。

目標 ① 各国の生物多様性保全に資する流域生物の情報を整備し利用可能とする

1) フィールド調査

フィールド調査は、現場における生物情報の収集と整備と、現地カウンターパート機関スタッフの調査能力向上を目的とした。

平成 26 年度活動実績

◆ メコン - チャオプラヤ河と周辺流域の絶滅危惧魚類の実態調査

<絶滅危惧魚類の現状把握>対象流域には多くの絶滅危惧種および潜在的な危惧種が生息するが、それらを保全するための具体的な方策や活動はほとんど見られない。保全のための方策はそれぞれの種で異なり、地域の事情によっても変わると思われる。この課題に対処するため、地域ごとの絶滅危惧種に関する現状の把握が先決であった。そこで、カンボジア・シムリアップにおいて昨年 5 月下旬にカウンターパートである 4 カ国 6 機関および国際機関と国際 NGO、大学、省庁関係者を含む会議を開催した。各国のカウンターパート機関がそれぞれの国の絶滅危惧種の現状について発表を行い、議論のたたき台とした。会議を通して、国ごとに具体的な保全計画を考える重点魚種を設定するとともに、それらの魚種の生息域の实地踏査を各国カウンターパート機関が行うこととした。

<アジアアロワナ>カンボジア西部のカルダモン山脈におけるアジアアロワナの生息地調査を昨年 5 月、6 月、今年 2 月の 3 回にわたり実施した。コクコン州の 3 河川を調査し、5 月と 6 月はアジアアロワナの稚魚を捕獲して系統保存のための飼育を開始した。2 月は成魚の生息地点の確認を行った。タイにおいては、同山脈のタイ領でアジアアロワナの生息地に関する聞き取り調査を実施した。

<メコンオオナマズおよびカイヤン>大型のパンガシウス科魚類である両種は長距離の回遊を行うと考えられているが、その生態には不明な点が多い。各国で手分けして、その出現時期とサイズに関する確かな情報の収集を開始した。これまでのところ、メコンオオナマズの体長 1 m を超える個体はカンボジアのトンレサップ川 - メコン河合流点付近、タイのムン川 - メコン河合流点付近で比較的頻繁に捕獲されることが確認されたが、他の場所の情報はほとんどない。カイヤンはカンボジアのトンレサップ湖で未成魚が 10 月から 11 月に多く捕獲されることが確認されたが、大型の個体の確認情報はなく、漁業者に聞いても極めて少数であると報告された。

<プロバルプス属魚類>コイ科魚類の 1 属でメコン河からは 3 種が知られている。その内 2 種が絶滅危惧種であるが、タイとラオスのメコン河本流域では漁業資源として特に重要な魚類である。タイとラオスのカウンターパート機関が共同で同属魚類の産卵域の特定と仔稚魚の捕獲を行った。この活動を通して、同属魚類が

11月から2月まで産卵を行う乾季末～雨季初期産卵性であることが確認された。

<ダトニオイデス属魚類>スズキの仲間である淡水魚類の1属でメコン河からは3種が知られている。その内2種が絶滅危惧種であり、出現情報の収集を開始した。現在までに、カンボジアのスタントレンとタイのウボンラチャタニで1種の稚魚の生息地が確認されている。稚魚の出現時期から、本種も乾季末～雨季初期産卵性であることが推定された。

<パンガシウス・クレンファイ>パンガシウス科ナマズの1種である本種は極めて長距離の回遊を行うことが知られている。産卵場所は不明であり、成魚は成長するまで沿岸域に生息している。稚魚は塩分がある汽水域（ベトナム）のみに出現し、上流域のカンボジア、タイおよびラオスでは体長50cmを超える大型個体のみが出現する。本年度はベトナムのメコンデルタ域で稚魚・幼魚の標本、カンボジア、タイおよびラオスでは成魚を採集し標本にした。

<その他の絶滅危惧種>各国カウンターパート機関が持つネットワークを活用し、適宜情報収集に当たった。

なお、本調査活動および会議開催に係る経費の一部は、公益信託経団連自然保護基金の助成金を用いた。

- ◆ 仔稚魚のモニタリング調査

対象流域の魚類多様性保全を考える上で出現魚類の生活史を理解することは重要であるが、信頼に足る情報はきわめて乏しい。これは調査の基礎となる仔稚魚の同定のための形態学的知見、産卵場所と産卵期についての情報が不十分であり、調査方法も確立されていないためであると判断した。そこで本事業では平成25年度より、カンボジアのプノンペン周辺において調査手法の適正化と人材養成を目的とする稚魚モニタリング調査を開始した。平成26年度も前年度と同様に、プノンペン周辺において4月から9月まで、メコン河本流を流下してくる仔稚魚の採集調査を行った。2年間のモニタリング調査によって、プノンペンにおける乾季末～雨季初期産卵魚の仔稚魚の流下は6月に始まり8月に終息することが判明した。また、流下する仔稚魚の量は満月と新月に大量になる傾向が見出され、また月齢による違いもみられた。採集された稚魚はすべてアルコールで固定し、種の同定と計量・計測を開始した。同定の精度はいまだ完全ではないが、開始当初よりも飛躍的に高まった。

なお、本調査活動に係る経費の一部については、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成金を用いた。

- ◆ 官学民共同生物モニタリング調査

漁業者等（民＝問題の発見者）は常に自然環境に接し豊富な経験と知識を有し「問題」も認識しているが、それらが「情報」として記録されることはない。政府機関の行政職員（官＝政策実施者）は現場の調査経験に乏しく、現場の「問題」を知る機会も少ない。大学等の研究職員（学＝対策の立案者）は書物等からの情報に明るいが、継続的なフィールドワークによるデータ収集の機会は乏しく、問題の分析や対策の立案は困難である。生物多様性の保全は現場における問題の発見、対策の立案、対策の実施をもってなしえる事項であり、官学民の三者がそれ

それぞれの利点を生かして一つ問題に臨むことが合理的である。そこで本事業では、官学民が一丸となって生物多様性に関する諸問題を解決する機運を高めるため、ベトナムとカンボジアにおいて、現地の大学、政府研究機関と地方自治体職員および地域住民が参加するワークショップを実施した後、官学民の各分野からの参加者を含むチームを作り、生物モニタリング調査を実施した。

<ベトナム>カンボジアとの国境に近いアンジアン省ブンベンティンおよび海岸に近いソクチャン省クーラオユンの2カ所において、ワークショップを6月に実施した後、11月と本年1月の2度にわたり両地域で魚類を中心とする生物多様性モニタリング調査を実施した。また、カントー大学水産資源管理学科の大学院生14名を対象とするワークショップを10月に同大学内で実施した後、カントー市のカントー川（メコン河の分流）において底引き網漁獲物のモニタリング調査を11月と1月の2度にわたり実施した。

<カンボジア>トンレサップ湖のシムリアップ州にある水上村落コンポンブルックにおいて、漁業に従事する村民25名を主体とするワークショップを8月に実施し、生物モニタリングの重要性についての理解を共有した後、自発的に協力を申し出た漁業世帯5戸を魚類モニターとして選定し、それぞれの漁獲物を対象とするモニタリング調査を11月と本年2月に実施した。

参加者である漁業者・水産局員・研究機関職員はすべて生物多様性保全の必要性を認識しているが、それぞれの立場が担う役割について認識を深めたものと思われる。なお、本調査活動に係る経費の一部は、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成金を用いた。

2) 収蔵標本の管理と拡充

第一期および第二期事業で収集された標本は、地域の学生や研究者が標本の種同定を行う際の重要な参照標本であり、学術的な観点からも適正な管理を継続する必要がある。また、メコン河流域の4カ国間で標本の交換を行うことにより、広域的な研究活動を促進することも肝要である。

平成26年度活動実績

◆ 標本の維持管理および教育・研究における活用

現地4カ国のカウンターパート機関では、標本の保存液の蒸発による減少がないか等の点検を適宜行い、標本を良好な状態に保つことに努めた。これまで収集された標本は参照標本として各研究機関の学生または研究者の研究活動に活用されている。また、各機関の間で、研究上の必要に応じて標本の貸借または交換が行われた。

3) メコンーチャオプラヤ河流域の魚類に関する出版物の作成

メコン河の魚類は約1,000種を数えるが、形態的に類似するものが多いために種同定の混乱が多く見受けられ、これが魚類の分布や生態を研究する際の障害となっている。それゆえ、現地研究者等が魚類の種同定を行う際の参考に適した図説作成は有益である。

平成 26 年度活動実績

- ◆ ウェブデータベースの校正と公開
九州大学アジア保全生態学センターの協力を得て作成・公開した魚類標本データベース「Fishes of Mainland Southeast Asia」について、新規情報の付加および誤りの訂正を行い、内容の充実を図った。
- ◆ 現地版魚類フィールドガイドブック（現地語・英語併記）の作成
カンボジア、タイ、ラオスの魚類フィールドガイドブックの草稿を作成した。現在、内容の校正と体裁の調整を行っている。
- ◆ 書籍「インドシナメコンの魚類多様性とその保全（仮題）」の作成
上記書籍には、インドシナ域メコン河流域に生息する魚類の分類・分布・生態等の解説に加え、メコン河における魚類と流域住民の生活との関わりや、本事業を生物多様性保全活動の事例として紹介することなど内容に含めるという編集方針に沿って作成を進めた。本年度は、魚類の解説について草稿作成を終了した後、2月に必要な情報の収集・補完や内容の調整のため、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオスの順に現地カウンターパート機関の関係者やその他の現地研究者らとの協議を行った。また、ベトナム、カンボジア、ラオスにおいて、各国が保管する標本データベースの確認を行った。
- ◆ 魚類の分類・分布・生態等についての新知見の公表
第一期で見出された学術的に報告する価値ある情報（未記載種の出現等）については、前年度に引き続き、現地カウンターパート機関の関係者らとともに論文作成を継続した。また、上記書籍「インドシナメコンの魚類多様性とその保全（仮題）」の草稿作成過程で新たに判明した未記載種等についても、同様に公表の準備を進めた。

目標 ② 生物多様性保全に資する研究や提言を行える現地人材を育成する

1) 特定課題研究・技術研修

第一期事業では流域全体を広く見渡し、魚類分布調査を主眼としてきたが、第二期事業では特定の課題を掘り下げて研究し、流域生物の多様性保全に資する新たな知見を見出すこととした。そのために、必要に応じて現地研究者に対して適宜技術研修を実施することとした。

平成 26 年度活動実績

- ◆ インドシナ地域の淡水魚種の DNA バーコーディング
インドシナ地域では現在多くの海外研究者が同地域の魚類の DNA バーコーディングを進めており、これにより形態による同定の困難な種の判別が可能になりつつある。ただし、これにはバーコードを決定する際の基準となる標本の種同定が確かである必要があり、当財団の現地カウンターパートがしばしば協力依頼を受けている。当事業でも、今後バーコード分析を行い、同定の困難な標本、特に稚魚の種判別に本技術を活用することが期待できる。そこで、本年度は必要に

じて、標本を採集した際に DNA 分析用の組織片を確保し、99%エタノールに保存するように各国のカウンターパート機関に指示した。カンボジアの協力機関に DNA を増幅する施設が作られつつあるので、稼働後に DNA 分析を行う準備を進めている。

- ◆ アジアアロワナの系統保存

アジアアロワナは小河川の上流域の深淵に生息する希少種であるが、ダム開発に伴う水質の急変によりたちどころに死滅することがマレーシア等の事例から明らかである。調査対象地域であるカルダモン山脈のほとんどの河川にはダム建設計画があり、一部の生息河川ではすでに完成している。保全の方策として、できるだけ多くの個体を緊急避難させて系統を保存し、ダム建設後に水質が安定した場合に再放流を行うことが唯一の方法であると考えた。そこで、5月に生息地の实地踏査を行い、カルダモン山脈の2河川から25個体の稚魚を採集し、水槽で飼育中である。本年2月に同地を訪れたところ、ダム建設が進み、生息域の状況が悪化していた。仮に同河川の個体群が死滅した場合、飼育中の個体を飼育下で産卵させ、将来の再放流を検討する。

- ◆ ダトニオイデス属魚類の保全

ダトニオイデス属魚類は観賞魚として市場価値が高く、乱獲の対象となっている。そのため絶滅の懸念があり、特に *Datnioides pulcher* はすでに絶滅に近い状況にある。別種の *Datnioides undecimradiatus* も急激な減少が認められており、緊急の対策が必要である。人工繁殖技術が確立すれば乱獲のリスクが緩和されると考えられるので、これを有望な保全対策と考え、現在、カンボジアのシムリアップとタイのウボンラチャタニで人工繁殖試験を実施している。しかし、同種の産卵生態に関する知見が乏しいため、未だ成功には至っていない。

- ◆ プロバルブス属魚類の保全

コイ科のプロバルブス属魚類は2種が絶滅危惧種に指定されている。この属の魚類は乾季末～雨季初期産卵性であり、本流で産卵し、稚魚も本流で生育する。雨季産卵性魚類のように氾濫原を仔稚魚の成育の場に利用できないためリスク分散ができず、生息域は限定される。すなわち、生息域の本流筋では治水工事等が行われることが多く、影響が個体群全体に及ぶと推定され、近年では急激な減少が起こっていると考えられる。本種の保全は、生態に関する知見を得たうえで、産卵域の特定、仔稚魚の捕獲、人為環境下での育成、適切な場所への再放流を行うことと考えられる。現在、タイとラオスのカウンターパート機関が共同してメコン河本流域において同属魚類の生態調査と捕獲・飼育試験を行っている。

- ◆ メコンオオナマズの保全

メコンオオナマズは体長3m、体重200kgにまで成長するが、極めてまれに捕獲されるのみである。同種の幼魚については、1940年代に1個体の報告がカンボジアからなされただけである。本種については、1983年にタイ水産局で始まった人工種苗生産とその後の各地への技術普及、自然界への放流が行われ、近縁種との交雑等の問題が起こっている。当事業ではカンボジアで天然の幼魚を20個体以上標本として確保している。同種は幼魚の時は近縁種のカイヤンと形態的に類似するためこれまで混同されてきたと思われる。

- ◆ パンガシウス・クレンファイ

本種に関する生態は謎に満ちている。稚魚は限られた時期（9-10月）にメコンデルタの汽水域でのみ見られ、成長した個体（体長 50 - 100 cm）は通常河口域または海岸で捕獲される。大きく成長すると河をさかのぼり、メコン河本流を数百キロも遡上する。6月頃にはカンボジアを通過し、9月頃にはタイ・ラオスに至る。本種の仔魚はいまだ確認されておらず、産卵間際の成熟個体も上流域では知られていない。本種は近年絶滅危惧種の範疇に入り、保全のために早急な生態解明が必要である。本年度はメコンデルタで当該種の稚魚を採集し標本にした。

- ◆ 流下仔稚魚の耳石輪紋による日齢査定技術研修

魚類の産卵生態に関する知見は種の保全に欠かすことができない。流下仔稚魚標本の耳石輪紋から日齢を査定することで、標本ごとの産卵日と産卵場所を推定することが可能である。カンボジアのカウンターパート機関の職員4名に対して5日間の技術研修を実施し、4名すべてが同技術を習得した。今後は重要種について流下仔稚魚の詳細な日齢査定を行い、産卵生態の一端を明らかにすることが期待される。

- ◆ 仔稚魚の飼育試験

天然仔稚魚を人為下で一定期間飼育（中間育成）してから再放流する保全方法は乾季末～雨季初期産卵性の回遊魚全般に応用可能と考えられるが、人為環境の養殖池中でどのような成長特性を見せるかは不明であった。そこで、カンボジアの公設養殖施設の養魚池を借用して、プノンペンで捕獲した天然仔稚魚を成長させる試験を行った。1-2カ月無給餌で飼育した結果、生残率は極めて高く、ほとんどすべての種が同定可能な大きさに成長した。このように天然仔稚魚を中間育成してからの再放流は技術的に有効な保全方法であると考えられた。

- ◆ MRC 仔稚魚調査技術研修

国際機関メコン河委員会（MRC）の依頼を受け、インドシナ4カ国の研究者約20名に対して、仔稚魚調査技術に関する1週間の技術研修をカンボジアのプノンペンにおいて計画・実施した。当財団研究員が主導し、タイのカウンターパート機関およびカンボジアのカウンターパート機関の研究者がトレーナーとして指導にあたった。

2) 情報ネットワーク構築

昨今、多くの海外援助団体がメコン河の生物多様性保全に係るプロジェクトを独自に実施しているが、現地で協力者となる人材は限られ、少数が多く類似プロジェクトを掛け持ちで担当し、忙殺されるといった事態が生じている。これは現地人材の視野や知見を広げる妨げとなるという側面もある。現地研究者、学生、NGO等が域内の魚類多様性とその保全を論議する機会を積極的に作り、協働や調整を行うためのネットワークを構築し、現地人材の育成を妨げない効率的な体制作りが重要である。

平成26年度活動実績

- ◆ シンポジウム参加等

<アジア湿地シンポジウム>11月初旬にカンボジアのシムリアップで開催された「アジア湿地シンポジウム」に当財団研究員が参加し、当財団と4カ国のカウンターパート機関が協力して行っているメコン河流域における魚類の多様性保

全事業の一部について口頭発表を行った。また、シンポジウム会場に広報用ブースを設け、財団パンフレット、ベトナムの魚類フィールドガイドブック、カンボジアの魚類ポスター等を展示するなど、参加者に対して広報を行った。

＜テクニカルワーキンググループ水産部会＞カンボジアのプノンペンでは、同国で水産関連プロジェクトに従事する内外の関係者を集めた隔月会合が行われており、当財団研究員が本年4月の会合で当事業の一部を紹介する口頭発表を行った。これには九州大学アジア保全生態学センターと共同で作成した魚類多様性マップの公表も含まれており、これはカンボジアがメコン流域で最も魚類多様性が高い国であることがコンピューターのモデリングプログラムで客観的に示されたものである。

＜メコンとその周辺流域における絶滅危惧種保全会議＞絶滅危惧種の実態調査でも触れたが、昨年5月にカンボジアのシムリアップにおいて当財団主催・経団連自然保護基金協力の会議を開催した。4カ国のカウンターパート機関の他にカンボジア国内の国際機関、国際NGO、大学、省庁関係者が参加した。

- ◆ 他の国際的取り組みとの連携

これまでの取り組みによって、本事業に対して内外からの問い合わせや連携の要請が増加している。例えば、カンボジアで類似プロジェクトを実施中のベルモントフォーラム（アメリカ、フランス、カナダの混成チーム）、コンサベーション・インターナショナル、フランスのトゥールーズ大学、アメリカのボストン大学、メコン河委員会等が今後の連携について打診してきた。連携の仕方を協議することとした。

目標 ③ メコンーチャオプラヤ河流域住民の環境保全に対する意識を高め、住民参加型保全活動を促進する

1) ワークショップと環境教育

第一期事業の広域にわたる魚類分布調査をとおして、現地の大学や政府機関の研究者の能力向上・育成に貢献した。第二期事業では、育成された現地人材が地域住民に普及啓発する取り組みを加えることとした。

平成26年度活動実績

- ◆ 住民・学生ワークショップ

すでに官学民共同生物モニタリング調査の項目で述べたが、ベトナムでは、ソクチャン省とアンジアン省の水産事務所の協力を得て6月に2カ所の生物モニタリングサイトで住民を対象とするワークショップを開催し、10月初旬にはカントー大学で大学院生を対象とするワークショップを実施した。

カンボジアでは、8月下旬にトンレサップ湖のシムリアップ州に属するコンボンプルック村落において漁民を対象とするワークショップを実施した。ワークショップは現地カウンターパート機関が主導し、これまでの経験や知見を活用した。これらの活動をとおして、住民や学生の環境保全に対する意識を覚醒させた。なお、本活動に係る経費の一部は、地球環境基金の助成金を用いた。

- ◆ 環境教育活動

第一期より、NPO 法人アジア農山漁村ネットワークに委託して実施してきたラオスにおける小中学生や教員を対象とした環境教育活動の成果を現地に根付かせるため、環境教育活動を継続的に実施する学生グループへの支援を行った。

また、ラオス国立大学環境科学部が中心となり、理学部、教育学部、林学部、農学部の職員、サイタニ郡及びナーサイトン郡の教育事務所職員、ナムスワン養殖センター所長等が参加して、環境教育の教材となる水生生物小冊子 6 部のラオス語版最終稿の作成方針を検討した後、小冊子 6 部を製作した。

さらに、ラオスの人々が撮影した自分たちの生活とそれを取り巻く自然についての写真を回収し、1 年をとおした写真歳時記「ラオスの人々の生活と自然」を製作した。

- ◆ メコン河流域「水辺の幸」調査

この調査活動は、一般財団法人自然環境研究センターへの委託事業である。インドシナ地域の農村では、今も人々の食生活の一部が水田、河川、湖沼など水辺の生き物（以後「水辺の幸」と称す）に依存している。しかし近年、経済成長とともに環境変化が進み、「水辺の幸」を支える身近な自然環境が劣化しつつある。そのような状況に鑑み、平成 19 年度から人々が利用する野生、半野生生物を科学的な視点で記録することと、次世代の環境を支える地元の子供たちを対象にした環境教育の手法開発を支援してきた。

本年度は「水辺の幸図鑑」日本語版のうち、動物について英語訳を行うとともに、ベトナム・メコン河流域周辺において、食用野生生物の現地語（ベトナム語）に関する情報収集を行い、水辺の幸情報を補完した。

2) 官学民共同魚類分布調査

第一期事業では、広域にわたる魚類分布調査をとおして、現地の大学研究者や政府機関の研究者に対して魚類の分類と分布調査技術に関する知識・技術を移転した。第二期事業では、現地のカウンターパートが指導する側に立ち、地域住民が参加する魚類を含む流域の水生生物の多様性調査を実施することとした。

平成 26 年度活動実績

- ◆ 官学民共同生物多様性モニタリング調査

すでに官学民共同生物モニタリング調査の項で述べたが、ベトナムとカンボジアにおいて、平成 25 年度より地球環境基金の助成を受けた事業「メコン河流域における住民調査参加による水辺の生物多様性保全促進」を本年度も継続して行った。

2 研究助成事業

平成元年度に開始した本事業は、アジア・太平洋地域の開発途上国における自然環境保全の促進及びそれを担う人材の養成を目的として、当該地域の研究者・学生等が自国で実施する調査研究活動や学術書籍の出版に対して助成金を支給するものである。平成元年の設立以降平成 27 年 4 月末までに助成した案件は、25 カ国延べ 398 件である。

(1) 募集及び選考

1) 新規申請

若手研究者や博士課程の学生を対象とした研究助成（1～2年の計画で50万円まで助成）と、申請者の研究成果の出版を支援する学術出版助成（1年計画で100万円まで助成）を実施した。

平成25年10月29日から平成26年10月27日を応募期間として申請書の募集を行った。2回の受付期間中（表1）に提出された申請書を事務局で事前確認の後、外部の学識経験者で構成される研究助成選考委員会（表2）で審査を行い、助成の可否や助成額を決定した。

表1. 本年度の申請書の受付期間及び委員会開催日

	受付期間	委員会開催日
第1回	平成25年10月29日 から 平成26年4月11日	平成26年6月20日
第2回	平成26年4月12日 から 平成26年10月27日	平成26年12月9日

表2. 研究助成選考委員

氏名	担当職務・現職
河野 博	東京海洋大学教授
桜井 尚武	元日本大学教授
永田 信	東京大学教授
福山 研二	国立研究開発法人森林総合研究所フェロー
米田 政明	一般財団法人自然環境研究センター研究主幹

2) 継続申請の審査

平成16年度から平成23年度までは、専門性の高い調査研究を支援する研究助成（1～3年の計画で200万円まで助成）、若手研究者や大学院生を対象とした小規模調査研究助成（1～3年の計画で60万円まで助成）、研究成果の出版を支援する学術出版助成（1年計画で100万円まで助成）、市民らによる活動等を支援する活動・教育助成（1～3年の計画で60万円まで助成）の4種類のプログラムで助成を実施した。研究助成選考委員会が助成プログラムで複数年にわたる研究等活動を採択した場合、事務局が活動年度ごとに進捗報告と次年度の計画を確認し、継続の可否を判断した。

(2) 平成26年度の助成実績

本年度の申請総数は22カ国154件、このうち助成に至ったものは8カ国12件、助成金の支給総額は5,680千円であった。本年度は継続申請がなかったため、新規申請のみの助成となった。

本年度に採択した新規申請の研究対象を生物群別に表3に示す。採択された申請内容、助成先及び支給金額を別紙「平成26年度研究助成事業実績一覧」に示す。

表3. 採択された申請の実施国と研究対象生物群別件数

対象生物群	実施国								件数合計
	スリランカ	ネパール	バングラデシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	モンゴル	ラオス	
哺乳類		1	1		1	1	1	1	6
鳥類				1					1
両生類・は虫類	2				1				3
節足動物					1				1
サンゴ礁生態系					1				1
合計	2	1	1	1	4	1	1	1	12

3 人材養成事業

人材養成事業は平成3年度に開始し、アジア地域の開発途上国において、次代の自然環境保全の担い手を養成することを目的として、当該地域で自然環境保全に関わる分野を専攻する対象国の大学生または大学院生に奨学金を支給するとともに、奨学生を含む一般学生等が自然環境保全について現場での知見や体験を深めるための活動支援を行うものである。平成元年の設立以降平成27年4月末までに奨学金を支給した大学生、大学院生は、9カ国延べ4,853名である。

(1) 奨学生の募集及び選考

平成26年4月の第2回通常理事会で承認された平成26年度事業計画書及び同収支予算書に従い、当財団は本事業の対象6カ国（インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア）の現地協力機関・組織に対し、平成26年度の奨学金支給予定者数（新規及び継続）を連絡した。新規奨学生候補者の選考については、各国の現地協力機関等が、事業対象とする大学への広報、候補者の募集、選考会の開催や書類審査、面接等による候補者選考を行った。また、奨学金を継続受給する学生の審査についても、現地協力機関等が、学期または年度毎に学業成績の確認や面接を行い、判断のうえ、結果を当財団に報告した。

(2) 平成26年度の奨学金支給実績

インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの6カ国において奨学金の支給を行った。奨学金を支給した学生の総数は235名で、その内訳は、新規受給者として、学部生40名、大学院生13名、継続受給者として、学部生165名、大学院生17名である（表4）。本年度の奨学金の支給総額は9,616千円であった。

表4. 各国の奨学金支給月額及び受給した学生数

国名	1人あたりの支給月額（円）		新規受給者（名）		継続受給者（名）		合計(名)
	学部生	大学院生	学部生	大学院生	学部生	大学院生	
インドネシア	4～5年生	4,000			35		35

フィリピン	3～4年生	5,000			8		8		
ベトナム			7,000		12	12	24		
ミャンマー	1～5年生	3,000		5	29		40		
			7,000		1	5			
ラオス	2～5年生	2,000		25	75		100		
カンボジア	2～4年生	2,000		10	18		28		
合計(名)					40	13	165	17	235

(3) 各国の奨学金事業

インドネシア（平成12年度開始）

ジャカルタ周辺の大学の代表者等で構成されるインドネシア NEF 委員会 (Indonesian NEF Committee) を現地協力機関とし、現地の対象 5 大学で学ぶ学部生に奨学金を支給する。

本年度は、継続学生 35 名に奨学金を支給した (表 4)。この内 11 名は、前期で学部課程を修了したため、後期分の奨学金を支給しなかった。奨学金支給が終了した学生の動向については、同委員会が現在調査中である。

フィリピン（平成4年度開始）

パラワン州プエルト・プリンセサ市を現地協力機関とし、現地の対象 2 大学で学ぶ学部生に奨学金を支給する。

本年度は、継続の学部生 8 名に奨学金を支給した (表 4)。平成 26 年度中に奨学金支給が終了した学生の動向については、同市が現在調査中である。

ベトナム（平成5年度開始）

ベトナム国立大学ハノイ校天然資源・環境研究センター (Centre for Natural Resources and Environmental Studies: CRES) を現地協力機関とし、現地の大学院で学ぶ大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の 12 名を含む合計 24 名に奨学金を支給した (表 4)。平成 26 年度中に奨学金支給が終了した大学院生 12 名全員が修士課程を修了・就職した。就職先の内訳は、大学等研究機関研究者 7 名、大学講師 2 名、高校教師 1 名、農業機関技術職員 1 名、行政職員 1 名であった。

ミャンマー（平成10年度開始）

森林資源環境開発保全協会 (Forest Resource Environment Development & Conservation Association: FRED) を現地協力機関とし、現地の対象大学 (University of Forestry : 5 年制) で学ぶ学部生及び大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の学部 1 年生 5 名、大学院生 1 名を含む合計 40 名 (学部生 34 名、大学院生 6 名) に奨学金を支給した (表 4)。平成 23 年度までに卒業した学部生は、大学職員、行政の森林保護官、製材会社職員等として就職した。一方、平成 24 年度以降に卒業した学部生は、現在も政府機関等からの任命を待っている状態である。

ラオス（平成16年度開始）

ラオス国立大学 (National University of Laos: NUOL) を現地協力機関とし、同大学 (5 年制) で学ぶ学部 2 年生から 5 年生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の2年生25名を含む合計100名に奨学金を支給した(表4)。平成26年度中に奨学金の支給が終了した学部生25名は全員が卒業し、うち22名が就職・進学した。内訳は、行政機関10名、教育機関2名、陸軍1名、民間企業等4名、近隣国の大学院修士課程への進学5名(タイ3名、カンボジア1名、中国1名)であった。

カンボジア(平成23年度開始)

カンボジアの王立農業大学(Royal University of Agriculture, Cambodia: RUA)を現地協力機関とし、現地の対象3大学で学ぶ学部2年生から4年生に奨学金を支給する。

本年度は新規採用の2年生10名を含む合計28名に奨学金を支給した(表4)。平成26年度中に奨学金の支給が終了した学部生9名全員が卒業した。8名は就職(大学の契約職員、民間企業、プロジェクト補佐、インターンシップ等)、1名は奨学金を得て韓国の国立大学の大学院修士課程に進学した。

(4) 学生等への活動支援

自然環境保全に貢献できる人材を養成するためには、学生の座学を支援するばかりでなく、実際の現場における調査研究や活動を通じた実践的な知識、経験を蓄積することが重要である。平成16年度以降、奨学生を含む大学生等を対象とした野外活動を実施・支援してきた。

本年度は、インドネシアのスマトラ大学およびメダン大学の学生等の現地NGO活動への参加支援を行った。学生らの受け入れ先であるオランウータン情報センター(Orangutan Information Center: OIC)では、Gunung Leuser国立公園及び周辺地域における生物多様性保全のための普及啓発教材の作成を進めている。参加学生らはOIC職員の指導の下、身近な野生生物、特に植物の生態に関する写真情報の収集を行い、教材の資料作成を行った。

4 普及・広報活動

当財団の事業の目的や内容を国内外の関係者・機関に広く周知するために、平成 26 年 8 月に財団のホームページ (<http://www.nagaofoundation.or.jp/>) を新たに改訂し、情報を適宜更新するなどの広報活動を行った。

また、当財団の事業内容や活動成果についても、シンポジウムや会合等で発表を行った。本年度実施したものは、以下のとおりである。

- ◆ 活動や取り組みの紹介

アジア湿地シンポジウム（平成 26 年 11 月カンボジア）

総合研究・活動事業（メコン河流域における魚類の絶滅危惧種保全への取組、住民参加の生物多様性モニタリング調査等）について、財団研究員が口頭発表を行った。また、会場内のブースにて、財団パンフレットの配布や、総合研究・活動事業に関するポスター等の展示を行った。

- ◆ 総合研究・活動事業で得られた成果の発表

水産専門家会合（平成 27 年 4 月カンボジア）

モデリングソフトによる淡水魚類多様性ホットスポットの特定、メコン河の流下仔稚魚、天然仔魚を用いた再放流による多様性減少の緩和策等について、財団研究員が口頭発表を行った。

5 国際機関との協力・支援及び情報収集

当財団の今後の事業を効果的に展開するために、現在の事業内容及び活動実績を各国際機関に説明し、アジア・太平洋地域の開発途上国における調査研究助成及び人材養成支援に関するニーズについて情報収集するとともに、それら機関との連携、協力に向けた協議を行った。

II 法人の概況

1 役員等に関する事項

(平成 27 年 4 月 30 日現在)

役職	氏名	常勤・非常勤の別	備 考
理事長	大塚 柳太郎	常勤	東京大学名誉教授
評議員	石田 貴文	非常勤	東京大学教授
同	鹿野 久男	非常勤	元財団法人国立公園協会理事長
同	篠原 徹	非常勤	滋賀県立琵琶湖博物館館長
同	高橋 進	非常勤	共栄大学特任教授
同	永田 信	非常勤	東京大学教授
同	福山 研二	非常勤	国立研究開発法人森林総合研究所フェロー
同	松島 昇	非常勤	NPO 法人フィールドリサーチ理事長
常務理事	菰田 誠	常勤	
同	名執 芳博	常勤	
理事	河野 博	非常勤	東京海洋大学教授
同	幸丸 政明	非常勤	東京環境工科専門学校校長
同	桜井 尚武	非常勤	元日本大学教授
同	長尾 榮次郎	非常勤	丸三証券株式会社代表取締役会長
監事	安藤 達彦	非常勤	東京農業大学教授
同	川井 佳和	非常勤	ひばり会計事務所代表社員

顧問	多紀 保彦	非常勤	東京水産大学名誉教授
同	山瀬 一裕	非常勤	一般財団法人自然環境研究センター 専務理事

2 職員に関する事項

財団の職員構成は、事務系職員 2 名、研究員 2 名である。

Ⅲ 役員会等に関する事項

1 理事会

(1) 平成 26 年度 第 1 回通常理事会 平成 26 年 6 月 20 日開催

- 第 1 号議案 平成 25 年度事業報告書案の承認の件
(自 平成 25 年 5 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日)
- 第 2 号議案 平成 25 年度財務諸表案の承認の件
(自 平成 25 年 5 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日)
- 第 3 号議案 運用基盤強化基金への組み入れの件
報告事項 監事の監査報告
- 第 4 号議案 理事長職務執行に係る代行順序の決定の件
- 第 5 号議案 丸三証券株式会社第 94 期定期株主総会（その継続会又は延会を含む）に関する議決権行使の件
- 第 6 号議案 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の件
- 第 7 号議案 顧問の選任の件
報告事項 理事長及び常務理事の職務の執行状況
その他

(2) 理事長及び常務理事の選定に関する提案書 平成 26 年 7 月 1 日提案

- 理事長の選定の件 : 大塚柳太郎を理事長（代表理事）とすること
- 常務理事の選定の件 : 菰田誠及び名執芳博を常務理事（業務執行理事）とすること

(3) 平成 26 年度 第 2 回通常理事会 平成 27 年 4 月 8 日開催

- 第 1 号議案 平成 26 年度補正収支予算書案の承認の件
(自 平成 25 年 5 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日)
- 第 2 号議案 平成 26 年度補正予算に係る特定費用準備資金の取崩計画額変更案の承認の件
- 第 3 号議案 平成 27 年度事業計画書案の承認の件
(自 平成 27 年 5 月 1 日 至 平成 28 年 4 月 30 日)
- 第 4 号議案 平成 27 年度収支予算書案の承認の件
(自 平成 26 年 5 月 1 日 至 平成 27 年 4 月 30 日)
- 第 5 号議案 平成 27 年度収支予算に係る特定費用準備資金の取崩計画案の承認の件
報告事項 理事長及び常務理事の職務の執行状況
評議員選定委員会に提出する次期評議員候補者の件
その他

2 評議員会

(1) 平成 26 年度 定時評議員会 平成 26 年 6 月 30 日開催

- 第 1 号議案 平成 25 年度事財務諸表案の承認の件
(自 平成 25 年 5 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日)
- 第 2 号議案 理事の選任の件
- 第 3 号議案 常勤役員報酬額の承認の件
- 第 4 号議案 理事及び監事並びに評議員に対する費用の規程の改正の件
- 報告事項 平成 25 年度事業内容
(自 平成 25 年 5 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日)
理事会の決議内容等
その他

3 今後の事業内容検討会

本検討会は、財団が行う公益目的事業について、今後取り組むことが望まれる事業内容を検討するために理事及び評議員の 4 名で構成されたアドホックの委員会であり、12 月 16 日と 1 月 26 日の 2 回開催された。参加者より、主要事業である研究助成事業、人材養成事業、総合研究・活動事業について、様々な事業内容が提案された。事務局が各検討会の概要をとりまとめ、参加者に送付した。

4 常勤理事の役員会

当財団の運営状況、各種事業の進捗状況を確認し、課題などに対処するため、各月 2 回程度、常勤理事の役員会を開催した。開催月日は以下のとおりである。

- (1) 平成 26 年 5 月 22 日 (1 3) 平成 26 年 11 月 14 日
- (2) 平成 26 年 6 月 12 日 (1 4) 平成 26 年 12 月 2 日
- (3) 平成 26 年 6 月 23 日 (1 5) 平成 26 年 12 月 8 日
- (4) 平成 26 年 7 月 1 日 (1 6) 平成 26 年 12 月 22 日
- (5) 平成 26 年 7 月 8 日 (1 7) 平成 27 年 1 月 7 日
- (6) 平成 26 年 7 月 22 日 (1 8) 平成 27 年 1 月 21 日
- (7) 平成 26 年 8 月 5 日 (1 9) 平成 27 年 2 月 10 日
- (8) 平成 26 年 8 月 14 日 (2 0) 平成 27 年 2 月 26 日
- (9) 平成 26 年 9 月 2 日 (2 1) 平成 27 年 3 月 10 日
- (1 0) 平成 26 年 9 月 22 日 (2 2) 平成 27 年 3 月 30 日
- (1 1) 平成 26 年 10 月 7 日 (2 3) 平成 27 年 4 月 7 日
- (1 2) 平成 26 年 10 月 21 日 (2 4) 平成 27 年 4 月 23 日

5 役職員連絡会

当財団の各種事業の進捗状況を確認し、課題などに対処するため、各月 1～2 回、役職員連絡会を開催した。開催月日は以下のとおりである。

- (1) 平成 26 年 5 月 23 日
- (2) 平成 26 年 7 月 1 日
- (3) 平成 26 年 7 月 22 日
- (4) 平成 26 年 8 月 5 日
- (5) 平成 26 年 9 月 22 日
- (6) 平成 26 年 10 月 21 日
- (7) 平成 26 年 12 月 2 日
- (8) 平成 26 年 12 月 25 日
- (9) 平成 27 年 4 月 14 日

IV 公益認定等委員会に関する事項

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められ、その事業運営において透明性が確保されていなければならない。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が求められている。

1 定期提出書類等の作成等

当財団は、事業報告等に係る提出書類を作成し、以下のとおり、公益認定等委員会に提出した。

平成 26 年度第 1 回通常理事会及び同定時評議員会の審議を経て、平成 25 年度事業報告等に係る提出書類を作成し、当該事業年度経過後 3 箇月以内となる平成 26 年 7 月 23 日に電子申請により公益認定等委員会に提出した。

また、平成 26 年度第 2 回通常理事会の審議を経て、平成 27 年度事業計画等に係る提出書類を作成し、毎事業年度開始の日の前日までの平成 27 年 4 月 17 日に電子申請により公益認定等委員会に提出した。

2 変更届出

当財団は、平成 26 年度の事業期間中、公益認定等委員会に以下のとおり変更届出を行った。

平成 26 年 6 月 30 日の定時評議員会において、現理事は定款第 29 条第 1 号により、同日の定時評議員会の終了をもって、任期満了となる。定款第 16 条第 1 号及び第 25 条第 1 号に基づき、本評議員会において、新理事の選任が行われ、淡輪俊を除く現理事 7 名（大塚柳太郎、河野博、幸丸政明、菰田誠、桜井尚武、長尾榮次郎、名執芳博）が新理事候補者として提案され、候補者 1 名毎に審議がなされ、候補者全員が理事として選任された。

上記の新理事の選任を踏まえ、東京法務局で登記を行った後、平成 26 年 8 月 8 日に電子申請により公益認定等委員会に理事の変更届出（理事退任）を行った。